

一般財団法人八幡高校奨学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人八幡高校奨学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北九州市八幡東区荒生田一丁目6番17号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福岡県立八幡高等学校の教育の充実、豊かな未来を創造する人材の育成及び懐の深い学風の醸成を援助し、もって学術の発展及び教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金給付事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者の住所 北九州市八幡東区茶屋町2番16号

設立者 濱地 英伸

拠出財産及びその価額 現金 金300万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な前条の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算)

第8条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置く。

(決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名をもって構成する評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。
 - (1) この法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人(過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。)
 - (2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 4 評議員選定委員会の運営の細則は、理事会において定める。
- 5 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員の報酬は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条1項に定める定数を上回る場合

には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した議長及び理事は、これに記名押印する。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 39 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 定款の変更、解散、清算及び公告

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 41 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 42 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(その他)

第 44 条 この定款に定めのない事項は法令に従う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
評議員 今田 成子 吉川 和良
内村 尚俊 力武 清人
- 4 この法人の最初の理事、代表理事及び最初の監事は、次のとおりとする。
理事 濱地 英伸 田邊 匡彦
岩下 眞一 上田 浩
林 和義 長柄 慈朗
牟田 雄介 小川 知子
代表理事 北九州市八幡東区茶屋町2番16号
設立者 濱地 英伸
監事 小茅 智弘
木村 聡

以上、一般財団法人八幡高校奨学会設立のため、設立者濱地英伸の定款作成代理人である行政書士牟田雄介は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年5月1日

北九州市八幡東区茶屋町2番16号
設立者 濱地 英伸

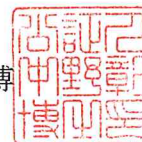
上記設立者の定款作成代理人
北九州市小倉北区京町三丁目7番1-1704号
行政書士 牟田 雄介



同一の情報の提供

提供の日付：2024年5月13日

公証人：29060008 中野 彰博



所属法務局：福岡法務局

公証役場：八幡公証人合同役場

北九州市八幡西区黒崎三丁目1番3号

菅原第一ビルディング3階

請求対象の登簿管理番号：24-2906000802000595

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2024年5月13日

請求対象の処理公証人：29060008 中野 彰博

所属法務局：福岡法務局

公証役場：八幡公証人合同役場

北九州市八幡西区黒崎三丁目1番3号

菅原第一ビルディング3階

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。